

別紙：議案第 17 号関係資料－ 2

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年7月1日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年多賀城市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募によらない選定理由)

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式。以下「申請書」という。))とする。

2 申請書には、条例第3条第1号に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度の公の施設の管理に係る収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業実績報告書、収支決算書及び財産目録。ただし、当該申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員の名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(一部改正〔平成17年多教委規則5号〕)

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日多教委規則第5号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

別記様式(第3条関係)

別記様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

多賀城市教育委員会 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の位置